

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業実施要綱

制定 令和6年7月1日 健高施第1087号（局長決裁）

最近改正 令和8年10月1日 健高施第1914号（局長決裁）

（目的）

第1条 ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業実施要綱（以下、「要綱」という。）で定めるこの事業は、ユニット型特別養護老人ホーム（以下、「施設」という。）の居住費の一部を助成することにより、収入に対して施設利用料の負担割合が高くなることが見込まれる施設の入居者の一部の負担軽減及び介護保険制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

（助成の対象者）

第2条 この要綱における助成を受けることができる者（以下、「助成対象者」という。）は、横浜市の介護保険被保険者で、要介護認定を受けている者のうち、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- （1） 横浜市の介護保険料段階第5段階から第7段階相当（本人が市民税非課税者で同じ世帯に市民税課税者がいる者、または、本人が市民税課税者で本人の保険料算定所得金額が120万円未満）の者。
- （2） 負担限度額認定を受けていない者及び課税層に対する特例減額措置を受けていない者。
- （3） 金融資産合計額が500万円以下の者。（配偶者がいる場合は、夫婦の資産合計額が1,500万円以下）
なお、介護保険第2号被保険者の場合は、資産合計額が1,000万円以下の者（配偶者がいる場合は、夫婦の資産合計額が2,000万円以下）とする。
- （4） 助成対象者及び配偶者が、次に定めるもの以外の不動産を所有していないこと。
ア 200㎡以下の居住用の土地
イ 居住用の家屋
- （5） 介護保険料を滞納していないこと。

（助成の対象となる居住費）

第3条 この要綱における助成の対象となる居住費は、横浜市内の施設において、ユニット型個室（ユニット型個室的多床室を除く。以下に同じ。）を利用した場合の居住費とする。

（助成額）

第4条 この要綱における助成を受けることのできる額は、第3条に規定する居住費と介護保険負担限度額認定第3段階②の負担限度額との差額とする。

- 2 第3条に規定する居住費が国の定めるユニット型個室居住費の基準費用額を上回る場合、ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成を受けることのできる額は、前項の規定にかかわらず、国

の定めるユニット型個室居住費の基準費用額と介護保険負担限度額認定第3段階②の負担限度額との差額とする。

(助成対象者の認定の申請)

第5条 この要綱における助成を受けようとする要介護被保険者は、「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成申請書(第1号様式)」(以下、「申請書」という。)に必要事項を記載し市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、第2条第1項第3号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

3 介護保険第2号被保険者のうち、この要綱における助成を受けようとする者は、前項に規定する書類に加え、第2条第1項第1号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

4 第1項に規定する申請については、本人がやむを得ない事情で申請が困難な場合、本人に代わって家族又は本人もしくは家族の依頼を受けた事業所が行うことができるものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けて審査した結果、申請者が対象者に該当するか否かを記載した「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成対象確認通知書(第2号様式)」(以下、「通知書」という。)を、要介護被保険者等に交付する。

(助成期間)

第7条 ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費の助成期間は、申請日の属する月の初日から、申請日の属する年度の翌年度(申請日の属する月が4月から7月の間である場合は、当該年度)の7月31日までとする。

2 既に該当の通知書の交付を受けている者が、通知書の有効期間の終了後も引き続き助成を受けようとする場合は、第5条に規定する認定の申請と同様の手続きにより、助成期間の終了日の属する月の前月の初日から助成期間の終了日の属する月の翌月の末日までの間に更新申請を行うものとする。審査の結果、対象者に該当する場合は、有効期間が8月1日からの通知書を交付する。

(資格喪失及び助成金の返還)

第8条 通知書有効期間内に、第2条に定める助成対象要件に該当しなくなった場合は、その事由が発生した日をもって助成を受ける資格を失うものとし、通知書の効力を失う。

2 第5条に規定する申請において虚偽の申告をしたことが判明した場合、助成期間の開始日に遡及して資格を失うものとし、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(異動等)

第9条 第6条における決定を受けた者で、住所又は氏名に変更があったときは、現に交付されている通知書を添えて、申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合、変更後の通知書を交付することとする。

- 3 第6条における決定を受けた者で、第2条第1項各号に定める要件に該当しなくなったときは、横浜市へ通知書を返還することとする。

(再発行)

第10条 第6条における決定を受けた者は、通知書の紛失又は棄損により施設への提示ができなくなった場合、申請書を市長に提出することで再発行の申請を行うことができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、通知書を再度交付することとする。

(助成の方法)

第11条 第6条の規定による助成の決定で該当となった対象者は、施設に入居する際、事前に通知書を施設に提示することで助成を受けることができる。

- 2 すでに施設に入居している助成対象者が第5条における申請又は第7条第2項の更新を行った場合、通知書受理後、速やかに施設に通知書を提示しなければならない。
- 3 通知書の提示を受けた施設は、通知書に記載されている助成期間中の入居実績に基づいて、第4条に規定する助成額を減額した居住費を対象者に請求する。
- 4 助成対象者は、施設から助成額が減額された請求を受けることで助成を受けたこととする。
- 5 介護保険法第69条第1項の規定により、助成対象者の介護保険被保険者証に給付額減額等の記載がある場合には、第3項の規定にかかわらず、施設は当該助成対象者に対して助成額の減額を行わないこととする。

(助成実施額の請求方法)

第12条 市長は、第6条に定める助成の決定を受けた対象者に助成を行った施設に対し、各年度終了後速やかに「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成実施状況報告書兼交付申請書（第3号様式）」（以下、「実施状況報告書兼交付申請書」という。）に記載させ、助成対象者に係るユニット型個室居住費を助成したことを証する書類を添付のうえ、市長に提出させるものとする。

- 2 市長は、実施状況報告書兼交付申請書等の提出があった場合、書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その成果が助成の内容に適合すると認めたときは、「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成交付額決定通知書（第4号様式）」（以下、「交付額決定通知書」という。）により申請した施設に通知するものとする。
- 3 前項における通知を受けた施設は、決定した交付金を「請求書（第5号様式）」により市長に請求するものとする。
- 4 市長は、請求書を受理後、速やかに交付金を一括で支払うものとし、それをもって対象者へ助成を行ったこととする。
- 5 市長は、助成対象施設に、助成金申請に係る書類を整備保管させるものとする。
- 6 前項に規定する書類は、当該助成の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別途定めるものとする。

2 様式第1号から第5号は、その趣旨を損なわない範囲で、適宜修正することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、令和6年7月及び令和6年9月の申請については、助成期間の開始日を令和6年8月1日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成申請書

(申請先) 横浜市長

年 月 日

以下のとおり、ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成を申請します。
また、居宅介護（介護予防）支援事業者・サービス事業者に通知書の資格に関する情報を提供すること、この申告内容並びに本人及び配偶者の課税状況等について確認の必要がある場合には関係機関に調査・照会を行うこと及び本申告書を関係機関へ開示することに記名を以て同意します。

申請者氏名		被保険者との関係	
申請者住所	〒 ー 電話番号 ()		

●被保険者（助成を受けたい方）

フリガナ		介護保険被保険者番号	
被保険者氏名		生 年 月 日 (明・大・昭)	
		(和 暦)	年 月 日
被保険者住所	〒 ー 電話番号 ()		

●配偶者※（被保険者に夫または妻がいる場合のみ記入）

フリガナ		介護保険被保険者番号	
配偶者氏名		生 年 月 日 (明・大・昭)	
		(和 暦)	年 月 日
配偶者住所	〒 ー 電話番号 ()		

※配偶者…配偶者が被保険者と別世帯（世帯分離している）の場合や、内縁関係の場合も含まれます。

●資産状況及び合計所得金額申告欄

	被保険者	配偶者
①預貯金	円	円
②信託及び有価証券	円	円
③その他(現金・負債を含む)	円	円
①+②+③の合計	④ 円	⑤ 円
④+⑤の合計	円	
居住用不動産(土地(200㎡以下)及び家屋)以外の不動産所有の有無	☐ 無 ☐ 有	合計所得金額 ※介護保険第2号被保険者のみ記入 円

(担当者欄)

状況調査	申請事由	☐ 新 規 ☐ 更 新 ☐ 変 更(住所・氏名) ☐ 再発行
	配偶者の有無	☐ 有 ☐ 無 資産基準 ☐ 基準超過 ☐ 基準以下
	負担限度額認定	☐ 有 ☐ 無 特例減額措置 ☐ 有 ☐ 無
	介護保険料段階	☐ 該当(5・6・7) ☐ 2号 ☐ 非該当 介護保険料 ☐ 納付済 ☐ 未納
決定内容		承認する ・ 承認しない
助成期間		年 月 日から 年 月 日まで

様

横浜市長

ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成対象確認通知書

年 月 日に申請のありました、ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成の申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	

決 定 事 項	
有 効 期 間	
(決定事項の内容)	

【注意】

- 1 この通知書により軽減を受けることができる施設は、市内のユニット型特別養護老人ホームです。
- 2 入居の際に通知書を施設に提示してください。
- 3 助成額は施設によって異なりますので、施設に確認してください。
- 4 助成の対象要件に該当しなくなった場合は、その事由が発生した日をもって通知書の効力を失います。
- 5 助成の対象要件に該当しなくなったとき及びこの通知書の記載事項に変更があった時は、健康福祉局高齢施設課に届け出てください。
- 6 有効期間を経過した場合、この通知書は使用できません。

【お問い合わせ先】

横浜市健康福祉局高齢施設課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話：045-671-4901 / fax：045-641-6408
mail：kf-tokuyou@city.yokohama.lg.jp

第3号様式

年度ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成実施状況報告書兼交付申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

所在地
法人名
職・代表者名

年度におけるユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成の実績について、
次の通り報告します。
つきましては、以下助成金額を交付されるよう申請します。

施 設 名	
交 付 申 請 額	

【関係書類】

- 1 ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成実績一覧表
- 2 助成対象者に係る利用者負担金請求書の控等の写し
- 3 その他 ()

第4号様式

第 号
年 月 日

様

横浜市長

年度ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成交付額決定通知書

年 月 日 に申請のありました、ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成の
交付について、次のとおり交付額が決定しましたので通知します。

施 設 名	
交 付 決 定 額	

【お問い合わせ先】
横浜市健康福祉局高齢施設課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話：045-671-4901 / fax：045-641-6408
mail：kf-tokuyou@city.yokohama.lg.jp

第5号様式

請 求 書

年 月 日

業者コードー口座枝番								-			
------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

請求書番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

横 浜 市 長

請求者	
法人所在地	〒
法人名	
事業所所在地	〒
事業所名	
請求者職氏名	

請求金額 ￥

件 名	年度ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成交付金
-----	----------------------------

振込先			
金融機関名		預金種目	
支 店 名		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		
	(漢字)		